

令和7年門真市議会第2回定例会



議 案 書

門 真 市

第2回定例会付議事件目次

		ページ
第1 報告第2号	令和6年度門真市一般会計繰越明許費繰越計算書 について	1
第2 報告第3号	令和6年度門真市水道事業会計予算繰越計算書に ついて	7
第3 報告第4号	令和6年度門真市公共下水道事業会計予算繰越計 算書について	11
第4 議案第36号	歴史資料館移転に伴う市民交流会館大規模改修工 事請負契約の締結について	14
第5 議案第37号	(仮称) 浜町みらい公園整備工事請負契約の締結 について	16
第6 議案第38号	旧門真市立北小学校解体工事請負契約の一部変更 について	18
第7 議案第39号	門真市立大和田幼稚園給食調理場増築工事請負契 約の一部変更について	20
第8 議案第40号	動産の取得について	22
第9 議案第41号	動産の取得について	25
第10 議案第42号	動産の取得について	26
第11 議案第43号	動産の取得について	27
第12 議案第44号	動産の取得について	28
第13 議案第45号	門真市立文化創造図書館条例の制定について	29
第14 議案第46号	門真市税条例の一部改正について	40
第15 議案第47号	門真市手数料条例の一部改正について	48
第16 議案第48号	門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する 条例の一部改正について	50
第17 議案第49号	門真市立図書館条例の一部改正について	52
第18 議案第50号	門真市立市民公益活動支援センター条例の廃止に ついて	57
第19 議案第51号	令和7年度門真市一般会計補正予算(第3号)	61

報告第2号

令和6年度門真市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和6年度門真市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告する。

記
令和6年度門真市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額
2 総務費	3 戸籍住民基本 台帳費	戸籍事務	円 7,817,000	円 7,817,000
3 民生費	1 社会福祉費	令和6年度冬の重点 支援給付金（住民税 非課税世帯）給付事 業	270,165,000	193,531,596
4 衛生費	1 保健衛生費	災害時医療・救護体 制整備事業	2,546,000	2,546,000
7 土木費	2 道路橋りょう 費	道路整備事業	108,499,000	108,498,350
7 土木費	4 都市計画費	門真市駅前地区市街 地再開発事業（門真 プラザ再整備事業）	158,164,000	158,164,000
7 土木費	4 都市計画費	北島地域土地区画整 理事業	101,915,000	101,915,000
7 土木費	4 都市計画費	街路事業	2,730,000	2,730,000
7 土木費	4 都市計画費	公園維持管理事業	807,000	807,000
7 土木費	4 都市計画費	住宅市街地総合整備 事業	710,943,000	628,341,009
7 土木費	4 都市計画費	庁舎エリア整備事業	10,098,000	8,453,610
7 土木費	5 住宅費	市営住宅維持管理事 業	3,577,000	3,577,000
7 土木費	7 災害救助費	防災対策事業	59,702,000	59,702,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
—	7,817,000	—	—	—
—	193,531,596	—	—	—
—	900,000	—	—	1,646,000
—	54,247,000	48,800,000	—	5,451,350
—	79,082,000	—	—	79,082,000
—	27,300,000	—	—	74,615,000
—	—	2,400,000	—	330,000
—	403,000	—	—	404,000
—	319,205,000	146,600,000	—	162,536,009
—	—	—	—	8,453,610
—	1,788,000	—	—	1,789,000
—	29,286,000	—	—	30,416,000

8 消防費	1 消防費	消火栓等整備事業	4,068,000	4,068,000
-------	-------	----------	-----------	-----------

—	—	—	—	4,068,000
---	---	---	---	-----------

令和7年6月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

報告第3号

令和6年度門真市水道事業会計予算繰越計算書について

令和6年度門真市水道事業会計予算繰越計算書を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、議会に報告する。

記

令和6年度門真市水道事業

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1. 資本的支出	1. 建設改良費	柳田町・東田町地区配水管布設替工事外	124,949,000	—	124,949,000
1. 資本的支出	1. 建設改良費	寿町・一番町地区配水管布設替工事外	183,464,600	—	183,464,600

会計予算繰越計算書

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越る要 な の 購 入 額	繰 係 を た た ん の 限 額	説 明
企 業 債	工 事 負 担 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等				
円	円	円	円	円	円	
109,900,000	1,728,000	13,321,000	—	—	—	地元調整に時間 を要したこの予 算繰越
161,300,000	2,592,000	19,572,600	—	—	—	他事業との工 程調整に時間 を要したこの予 算繰越

令和7年6月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

報告第4号

令和6年度門真市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

令和6年度門真市公共下水道事業会計予算繰越計算書を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、議会に報告する。

記

令和6年度門真市公共下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	令和6年度公共下水道第1工事他	1,085,305,000	295,400,600	483,760,000
1. 資本的支出	1. 建設改良費	大阪モノレール延伸事業に伴う公共下水道施設の移設実施設計業務（新橋町工区）	69,392,000	6,589,000	10,000,000

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
補助金	企業債	繰越工事資金	損益勘定留保等			
円	円	円	円	円	円	
87,063,000	356,800,000	39,850,000	47,000	306,144,400	—	他事業との工程調整及び地元調整に時間を要したことによる予算繰越
—	—	—	10,000,000	52,803,000	—	他事業との協議に時間を要したことによる予算繰越

令和7年6月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

議案第36号

歴史資料館移転に伴う市民交流会館大規模改修工事請負契約 の締結について

歴史資料館移転に伴う市民交流会館大規模改修工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

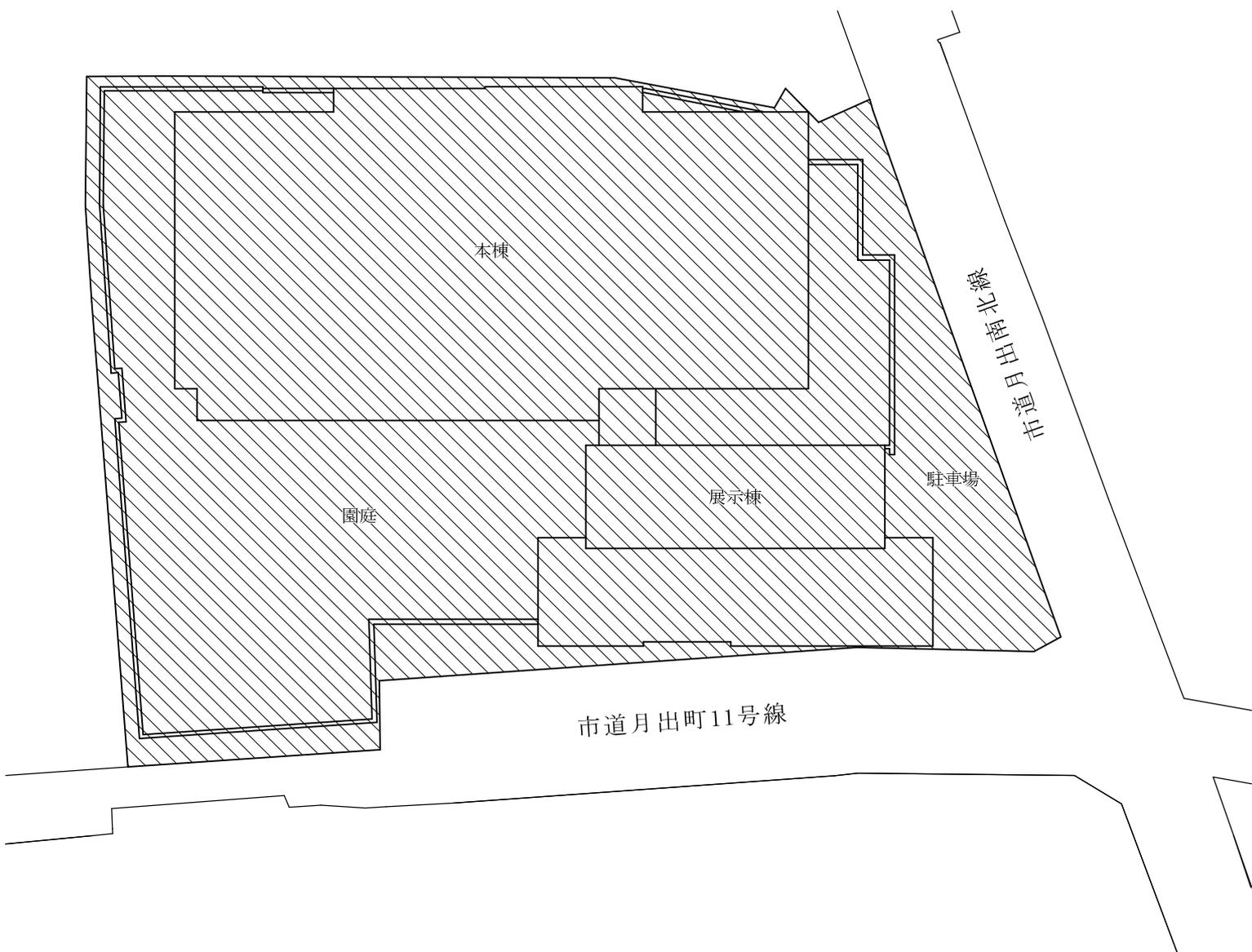
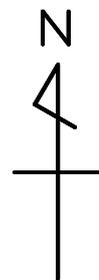
令和7年6月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

- | | |
|----------|--|
| 1 工 事 名 | 歴史資料館移転に伴う市民交流会館大規模改修工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 373,529,200円 |
| 4 契約の相手方 | 大阪市平野区長吉川辺三丁目1番14号
株式会社マツダ・シティーズ
代表取締役 松田 吉弘 |
| 5 完成期限 | 令和8年3月31日 |

歴史資料館移転に伴う市民交流会館 大規模改修工事



凡 例	
	今回工事場所

議案第37号

(仮称) 浜町みらい公園整備工事請負契約の締結について

(仮称) 浜町みらい公園整備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

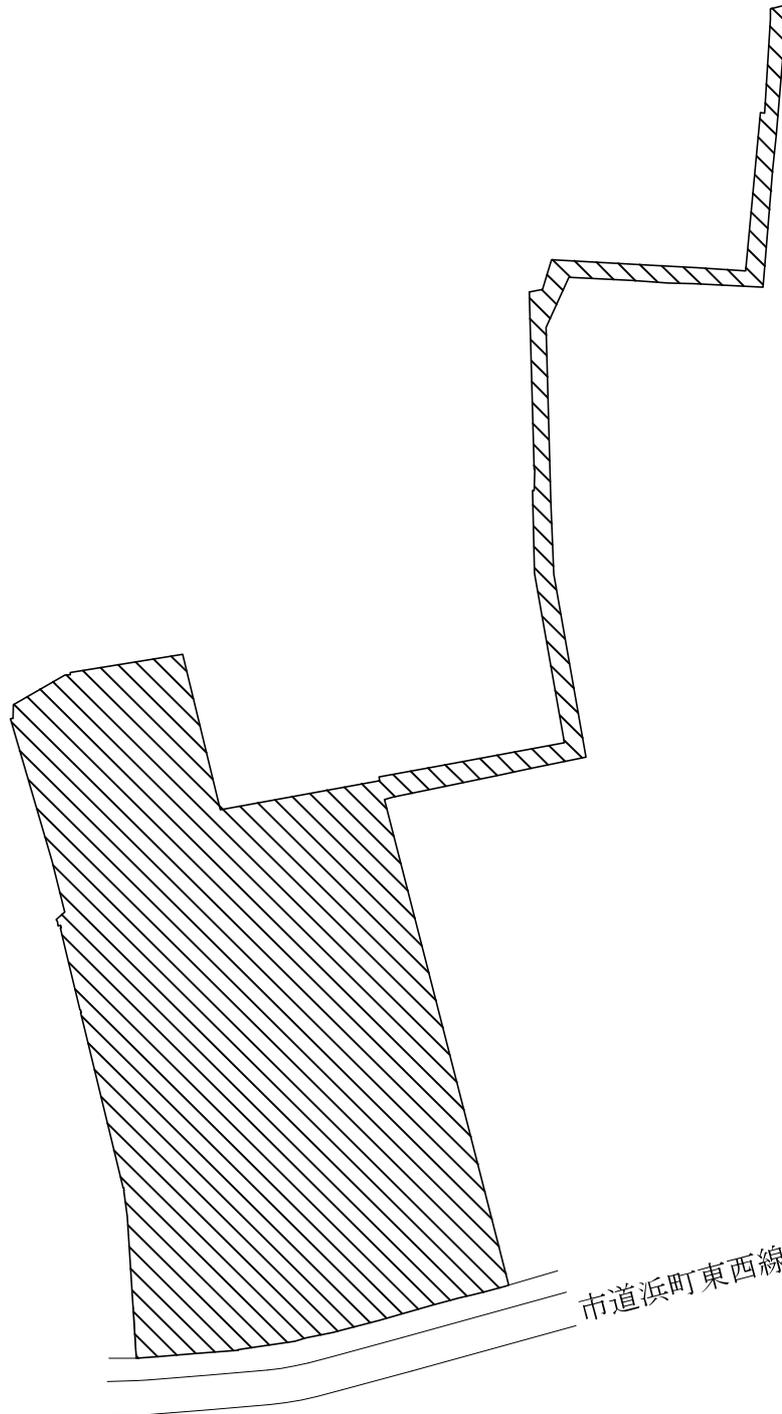
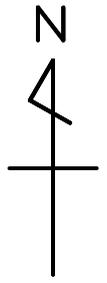
令和7年6月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

- | | |
|----------|--|
| 1 工 事 名 | (仮称) 浜町みらい公園整備工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 177,012,000円 |
| 4 契約の相手方 | 吹田市古江台四丁目2番D3-305号
株式会社理研グリーン大阪支店
支店長 新原 猛 |
| 5 完成期限 | 令和8年3月31日 |

(仮称) 浜町みらい公園整備工事



市道浜町東西線

凡 例	
	今回工事場所

議案第38号

旧門真市立北小学校解体工事請負契約の一部変更について

旧門真市立北小学校解体工事について、次のとおり請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和7年3月21日門真市議会第1回定例会において議決のあった旧門真市立北小学校解体工事請負契約について、契約金額「380,420,700円」を「383,941,800円」に改める。

参考資料

- 1 工 事 名 旧門真市立北小学校解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 380,420,700円
- 4 契約の相手方 大阪市淀川区宮原四丁目1番45号 新大阪八千代ビル5階
J号室
株式会社前田産業大阪支店
大阪支店長 川畑 一彦
- 5 完成期限 令和8年6月30日

令和7年3月21日 原案可決

議案第39号

門真市立大和田幼稚園給食調理場増築工事請負契約の一部変更について

門真市立大和田幼稚園給食調理場増築工事について、次のとおり請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和7年3月21日門真市議会第1回定例会において議決のあった門真市立大和田幼稚園給食調理場増築工事請負契約について、契約金額「322,797,200円」を「325,528,500円」に改める。

参考資料

- 1 工 事 名 門真市立大和田幼稚園給食調理場増築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 322,797,200円
- 4 契約の相手方 東大阪市足代三丁目5番1号
株式会社ソトムラ
代表取締役 外村 耕作
- 5 完成期限 令和8年1月30日

令和7年3月21日 原案可決

議案第40号

動産の取得について

次のとおり動産を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

- 1 取得する動産 (仮称) 市立生涯学習複合施設図書館用備品
- 2 取得価額 33,916,722円
- 3 取得の相手方 大阪市都島区中野町一丁目7番20号
石元商事株式会社
代表取締役社長 石元 正之

参考資料

主要購入備品一覧表

番号	品名	数量
1	ブックトラック (両面)	10台
2	ブックトラック (片面)	10台
3	ブックトラック (ミニ)	10台
4	ブックエンド	600枚
5	ブックスタンド	600個
6	拡大読書器	1台
7	オリコンケース	10個
8	返却ポスト内カート	1台
9	カウンター返却ボックス内カート (4F用)	1台
10	カウンター返却ボックス内カート (1F用)	1台
11	ライブラリカート	8台
12	デスク (予約本受け取りスペース端末用)	1台
13	スリーワイヤースタンドL ブラック	500個
14	ベルトパーテーション	20台
15	DVDプレイヤー	3台
16	DVDプレイヤーケース	3個
17	DVDプレイヤー用ヘッドホン	3台
18	利用者貸出用タブレット	4台
19	脚立 (大)	3台
20	踏み台	4台
21	踏み台 (折り畳み式)	4台
22	踏み台 (キャスター付き)	7台
23	返却ポスト内端末台	1台

24	図書除菌機	1台
25	書架サイン 仕切りサイン	5,000個
26	書架サイン 正方形ボックスサイン	50個
27	書架サイン 長方形ボックスサイン (小)	50個
28	書架サイン 長方形ボックスサイン (中)	600個

議案第41号

動産の取得について

次のとおり動産を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する動産 | 自走式トイレカー 1台 |
| 2 取得価額 | 30,789,000円 |
| 3 取得の相手方 | 兵庫県三田市テクノパーク32番地
株式会社モリタ関西支店
支店長 谷口 裕和 |

議案第42号

動産の取得について

次のとおり動産を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する動産 | 小型動力ポンプ付積載車 3台 |
| 2 取得価額 | 29,865,000円 |
| 3 取得の相手方 | 大阪市旭区大宮四丁目22番1号
中央商工株式会社
代表取締役 吉田 紘 |

議案第43号

動産の取得について

次のとおり動産を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

- 1 取得する動産 消防ポンプ自動車 1台
- 2 取得価額 25,630,000円
- 3 取得の相手方 大阪府中央区北久宝寺町二丁目2番13号
日本機械工業株式会社大阪営業所
所長 酒井 秀樹

議案第44号

動産の取得について

次のとおり動産を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

- 1 取得する動産 門真市小中学校学習者用端末 7,128台
- 2 取得価額 387,034,010円
- 3 取得の相手方 大阪市港区磯路二丁目21番1号
令和7年度大阪府GIGAスクール（ChromeOS）共同
企業体
代表構成員 日本電通株式会社
代表取締役社長 川副 和宏

議案第45号

門真市立文化創造図書館条例の制定について

門真市立文化創造図書館条例を次のように制定するにつき、議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

図書館を中心とした市民の文化・学習活動及び地域活性化を推進するための拠点施設とする門真市立文化創造図書館の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるにつき、本条例案を提出するものである。

門真市立文化創造図書館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館を中心とした市民の文化・学習活動及び地域活性化を推進するための拠点施設とする門真市立文化創造図書館（以下「文化創造図書館」という。）の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 文化創造図書館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
門真市立文化創造図書館	門真市幸福町11番50号

(構成)

第3条 文化創造図書館は、次に掲げる機能を有する施設及び自転車駐車場をもって構成する。

- (1) 図書館
- (2) 文化会館

2 前項第1号に掲げる施設は門真市立図書館条例（令和2年門真市条例第1号）第2条第1項に規定する門真市立古川橋図書館とし、その管理運営等については、この条例に定めるものを除くほか、門真市立図書館条例の定めるところによる。

(事業)

第4条 文化創造図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の自主的・創造的な文化・学習活動の支援に関すること。
- (2) 地域活性化に資する市民の多様な活動の支援に関すること。
- (3) 生涯学習に関する事業の推進に関すること。
- (4) 図書館事業の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に文化創造図書館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 前条の規定により指定管理者に文化創造図書館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第3条第1項第2号に掲げる施設（以下「貸出施設」という。）の利用の許可、その取消しその他の文化創造図書館の利用に関する業務
- (2) 文化創造図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 文化創造図書館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (4) 門真市立図書館条例第3条各号に掲げる事業のうち、市長が別に定める業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務
（開館時間及び休館日）

第7条 文化創造図書館（第3条第1項第1号に掲げる施設を除く。以下この項及び第14条において同じ。）の開館時間及び休館日は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて文化創造図書館の開館時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは臨時に休館することができる。

名称	開館時間	休館日
貸出施設	午前9時から午後9時まで	(1) 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の休日でない直近の日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（(1)に掲げる日を除く。）
自転車駐車場	終日	設けない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める特別の理由があるときは、指定管理者は、同項に規定する開館時間外においても貸出施設の利用を許可することができる。

（利用の許可）

第8条 貸出施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。その許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、文化創造図書館の管理運営上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、設備及び器具等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利を目的として貸出施設を利用しようとするとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 文化創造図書館の管理運営上支障があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、貸出施設を利用させることが適当でないと認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けた者（以下「貸出施設利用者」という。）に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は利用の許可条件に違反したとき。
 - (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
 - (3) 虚偽その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
 - (4) 災害その他緊急事態が発生したとき。
 - (5) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあるとき。
- 2 前項の規定による利用の許可の取消し等により貸出施設利用者に損害が生じても、市長及び指定管理者は、その責めを負わない。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 貸出施設利用者は、許可を受けた目的外に貸出施設を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備等の設置)

第12条 貸出施設利用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、文化創造図書館の管理運営上必要な条件を付する

ことができる。

- 2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、貸出施設利用者に対して文化創造図書館の管理運営上必要な設備の設置を命ずることができる。

(原状回復義務)

第13条 貸出施設利用者は、貸出施設の利用を終了したとき又は第10条第1項の規定により利用の許可が取り消されたときは、直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。

- 2 貸出施設利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者において執行し、その費用を貸出施設利用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第14条 貸出施設利用者及びその利用に伴う入館者並びに自転車駐車場を利用する者(以下「駐車場利用者」という。)が文化創造図書館の建物、設備及び器具等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失したときは、貸出施設利用者及び駐車場利用者は、その損害を賠償しなければならない。

(目的外使用料)

第15条 市長は、入館者の利便を図るため文化創造図書館の一部をカフェ又は物品の販売を行う場として目的外使用させるときは、その使用者から使用料を徴収する。

- 2 前項の使用料の額は、月額700,000円以内で市長が別に定める額とする。

- 3 前2項の規定により徴収した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金)

第16条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合において、貸出施設利用者にあつては利用の許可を受けた際、駐車場利用者にあつてはその利用の都度、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、貸出施設に係る利用料金を後納させることができる。

- 4 前2項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の

承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

- 5 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、貸出施設利用者及び駐車場利用者の責めによらない事由により利用できなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めるときは、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。
- 6 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項の規定 公布の日
 - (2) 附則第7項の規定 令和8年3月1日

(準備行為)
- 2 貸出施設の利用に係る手続、利用料金の徴収その他事業の実施のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(市長による管理の特例)
- 3 市長は、次に掲げる事由により指定管理者が文化創造図書館の管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又は一部を行うことができる。
 - (1) 指定管理者が文化創造図書館の管理業務を休止し、又は廃止したとき。
 - (2) 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は文化創造図書館の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、天災その他やむを得ない事情により指定管理者が文化創造図書館の管理業務を行うことができないとき。

(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)
- 4 第7条から第10条まで、第12条及び第13条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第1項	指定管理者	市長
	市長の承認を受けて文化創造図書館の	文化創造図書館の
第7条第2項、第8条、第9条、第10条第1項	指定管理者	市長
第10条第2項	市長及び指定管理者	市長
第12条、第13条第2項	指定管理者	市長

(市長による管理における使用料の徴収)

- 5 市長は、附則第3項の規定により文化創造図書館の管理業務の全部又は一部を行うときは、第16条の規定にかかわらず、同条第4項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。

(門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正)

- 6 門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例(平成28年門真市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第23条第1項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 門真市立図書館、門真市立歴史資料館<u>その他の社会教育に関する教育機関</u>の設置、管理及び廃止に関すること(法律第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、<u>社会教育に関</u></p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第23条第1項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 門真市立図書館、<u>門真市立公民館</u>、門真市立歴史資料館、門真市立青少年活動センター及び門真市立生涯学習センター(以下「<u>特定社会教育機関</u>」という。)の設置、管理及び廃止に関</p>

改正後	改正前
<p><u>する教育機関</u>のみに係るものを含む。)</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、<u>特定社会教育機関</u>のみに係るものを含む。)</p> <p>(2)～(3) 略</p>

(門真市立図書館条例の一部改正)

7 門真市立図書館条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第8条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、<u>法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）</u>に図書館の管理を行わせることができる。</p>
	<p><u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u></p> <p>第9条 前条の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) <u>第3条各号に掲げる事業のうち、市長が定める業務</u></p> <p>(2) <u>図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が</u></p>

改正後	改正前
<p>第8条 略</p>	<p>特に必要と認める業務</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条及び第6条の規定の適用については、「市長が特に必要と認めるときは、」とあるのは、「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて」とする。</p> <p>第10条 略</p>

8 門真市立図書館条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第7条 略</p> <p><u>(市長が行う管理業務に係る手続の準用)</u></p> <p>第8条 <u>門真市立文化創造図書館条例（令和7年門真市条例第 号）第5条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条及び第6条の規定の適用については、「市長が特に必要と認めるときは、」とあるのは、「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて」とする。</u></p> <p>第9条 略</p>	<p>第7条 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第8条 略</p>

別表（第16条関係）

1 貸出施設

名称		単位	基本料
ROOM1（キッチン）		1時間当たり	円 1,000
ROOM2（アトリエ）			800
ROOM3（多目的室）			700
ROOM4（多目的室）			700
ROOM5（多目的室）	全面		2,000
	半面		1,000
打合せブース	1		300
	2		300
個人用ブース	1		200
	2		200
	3	200	
	4	200	
	5	200	
	6	200	

備考

- 1 利用時間には、準備、原状回復等に要する一切の時間を含むものとする。
- 2 本市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が利用するときの利用料金は、基本料に2を乗じて得た額とする。
- 3 附属設備を使用するときは、その利用料金として各品目の単位ごとに1時間当たり500円以内で規則で定める額の範囲内で加算する。
- 4 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は切り上げて1時間とする。

2 自転車駐車場

利用時間	利用料金
4時間ごと	200円

備考 利用時間に4時間未満の端数があるときは、その端数は切り上げて4時間とする。

議案第46号

門真市税条例の一部改正について

門真市税条例（平成14年門真市条例第24号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の公布に伴い、個人市民税において19歳から22歳までの子等に係る所得控除として特定親族特別控除を創設し、及び市たばこ税において加熱式たばこの課税標準の特例を設けるとともに、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

改正後	改正前
<p>定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第14条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～9 略</p>	<p>規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第14条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～9 略</p>
<p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 扶養親族_____の氏名</p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p>
<p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金</p>	<p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金</p>

改正後	改正前
<p>額が9,000,000円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第48条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>額が9,000,000円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第48条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)</p> <p>_____を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 扶養親族_____の氏名</p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第36条の2の2 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第36条の2の2 略</p>
<p><u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u></p>	<p>_____</p>
<p>第36条の2の3 令和8年4月1日以後に第97条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第97条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第98条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第99条第1項の製造</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改正後	改正前
<p>たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第97条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</p>	
<p>(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</p>	
<p>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</p>	
<p>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重</p>	

改正後	改正前
量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	
3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	
4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第98条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。	
(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの	
(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第98条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第20条、第27条第1項ただし書、第28条の2第1項第3号及び第28条の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第36条の2の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第7条及び第9条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の門真市税条例（以下「新条例」という。）第7条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第20条及び第27条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第27条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の2第1項第3号及び第28条の3第1項において同

じ。) (前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 3 新条例第28条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第27条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第28条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の門真市税条例(以下「旧条例」という。)第27条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第28条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第28条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第28条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第4条** 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第36条の2の3第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、門真市税条例第97条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第99条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第36条の2の3の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
 - (1) 門真市税条例第99条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第36条の2の3第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第36条の2の3の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第47号

門真市手数料条例の一部改正について

門真市手数料条例（平成12年門真市条例第2号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

小動物の火葬に係る手数料を定めるにつき、本条例案を提出するものである。

門真市手数料条例の一部を改正する条例

門真市手数料条例（平成12年門真市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前				
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）				
事務の区分		手数料の額		事務の区分		手数料の額		
		単位及び区分	金額			単位及び区分	金額	
〃 略				〃 略				
16前各項 に掲げ る事務 以外の 事務	〃 略			16前各項 に掲げ る事務 以外の 事務	〃 略			
	(10)	略			(10)	略		
	(11)	小動	1体につき		5,600円			
		物の火 葬						
	(12)	略			(11)	略		
備考 略				備考 略				

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第48号

門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部
改正について

門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例(平成5年門真市条例第23号)
の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

受益者負担の適正化を図るため、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料並びに門真市クリーンセンターに搬入する一般廃棄物の処分に係る手数料の改定を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例（平成5年門真市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前						
別表（第15条関係）						別表（第15条関係）						
種別	区分			単位	手数料	種別	区分			単位	手数料	
1 一般 廃棄物 (2か ら4ま でを除 く。)	収集、 運搬及 び処分 をする もの (一般 外)	粗大 ごみ の以 上の もの	定排出量が	10キ	130円	1 一般 廃棄物 (2か ら4ま でを除 く。)	収集、 運搬及 び処分 をする もの (一般 外)	粗大 ごみ の以 上の もの	定排出量が	10キ	100円	
			常時1日 平均10キ ログラム につき	ログ					ログ			
	家庭か ら生じ たもの に限 る。)		随時 臨時で 申込み の もの				家庭か ら生じ たもの に限 る。)		随時 臨時で 申込み の もの			
			略						略			
	処分の み をする もの		市長の指 定場所へ 搬入する もの	10キ ログ ラム につ き	120円		処分の み をする もの		市長の指 定場所へ 搬入する もの	10キ ログ ラム につ き	90円	
			略						略			
備考 略						備考 略						

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第49号

門真市立図書館条例の一部改正について

門真市立図書館条例（令和2年門真市条例第1号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

門真市立門真図書館を廃止し、門真市立古川橋図書館を設置するにつき、本条例案を提出するものである。

門真市立図書館条例の一部を改正する条例

第1条 門真市立図書館条例(令和2年門真市条例第1号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(設置等)</p> <p>第2条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、門真市立図書館(以下「図書館」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 門真市立北島図書館の参考資料室(以下「参考資料室」という。)については、門真市新橋町3番4-101号に設置する。</p>	名称	位置	略		<p>(設置等)</p> <p>第2条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、門真市立図書館(以下「図書館」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>門真市立門真図書館</td> <td>門真市新橋町3番4-101号</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 門真市立北島図書館は、中央館として図書館を統括する。</p>	名称	位置	略		門真市立門真図書館	門真市新橋町3番4-101号						
名称	位置																
略																	
名称	位置																
略																	
門真市立門真図書館	門真市新橋町3番4-101号																
<p>(開館時間)</p> <p>第5条 図書館の開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、図書館の開館時間を変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>門真市立北島図書館(参考資料室を除く。)</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 参考資料室の開館時間は、午前10時から午後6時(日曜日にあつては、午後5時)までとする。</p>	区分	開館時間	門真市立北島図書館(参考資料室を除く。)	略	<p>(開館時間)</p> <p>第5条 図書館の開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、図書館の開館時間を変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>門真市立北島図書館</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>門真市立門真図書館</td> <td>午前10時から午後7時(日曜日にあつては午後5時、土曜日にあつては午後6時)まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 参考資料室の利用時間は、午前10時から午後6時(日曜日にあつては、午後5時)までとする。</p>	区分	開館時間	門真市立北島図書館	略	門真市立門真図書館	午前10時から午後7時(日曜日にあつては午後5時、土曜日にあつては午後6時)まで						
区分	開館時間																
門真市立北島図書館(参考資料室を除く。)	略																
区分	開館時間																
門真市立北島図書館	略																
門真市立門真図書館	午前10時から午後7時(日曜日にあつては午後5時、土曜日にあつては午後6時)まで																
<p>(休館日)</p>	<p>(休館日)</p>																

改正後	改正前														
<p>第6条 図書館の休館日は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">門真市立北島図書館(参考資料室を除く。)</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td style="height: 200px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 参考資料室の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（その日が日曜日に当たる場合を除く。）</p> <p>(3) 毎月第4金曜日</p> <p>(4) 12月29日から翌年の1月4日までの日（(1)及び(2)に掲げる日を除く。）</p> <p>(5) 特別整理期間</p>	区分	休館日	門真市立北島図書館(参考資料室を除く。)	略			<p>第6条 図書館の休館日は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">門真市立北島図書館</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">門真市立門真図書館</td> <td> (1) 月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（その日が日曜日に当たる場合を除く。） (3) 毎月第4金曜日 (4) 12月29日から翌年の1月4日までの日（(1)に掲げる日を除く。） (5) 特別整理期間 </td> </tr> <tr> <td style="height: 200px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	休館日	門真市立北島図書館	略	門真市立門真図書館	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（その日が日曜日に当たる場合を除く。） (3) 毎月第4金曜日 (4) 12月29日から翌年の1月4日までの日（(1)に掲げる日を除く。） (5) 特別整理期間		
区分	休館日														
門真市立北島図書館(参考資料室を除く。)	略														
区分	休館日														
門真市立北島図書館	略														
門真市立門真図書館	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（その日が日曜日に当たる場合を除く。） (3) 毎月第4金曜日 (4) 12月29日から翌年の1月4日までの日（(1)に掲げる日を除く。） (5) 特別整理期間														

第2条 門真市立図書館条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置等)</p> <p>第2条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、門真市立図書館（以下「図</p>	<p>(設置等)</p> <p>第2条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、門真市立図書館（以下「図</p>

改正後		改正前	
書館」という。)を次のとおり設置する。		書館」という。)を次のとおり設置する。	
名称	位置	名称	位置
門真市立北島図書館	略	門真市立北島図書館	略
門真市立古川橋図書館	門真市幸福町11番50号		
	略		略
2 門真市立北島図書館は、中央館として図書館を統括する。			
(開館時間)		(開館時間)	
第5条 図書館の開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、図書館の開館時間を変更することができる。		第5条 図書館の開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、図書館の開館時間を変更することができる。	
区分	開館時間	区分	開館時間
門真市立北島図書館(参考資料室を除く。)	略	門真市立北島図書館(参考資料室を除く。)	略
門真市立古川橋図書館	午前9時から午後9時まで		
備考	参考資料室の開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。	備考	参考資料室の開館時間は、午前10時から午後6時(日曜日にあつては、午後5時)までとする。
(休館日)		(休館日)	
第6条 図書館の休館日は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。		第6条 図書館の休館日は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。	
区分	休館日	区分	休館日
門真市立北島図書館(参考資料室を除く。)	略	門真市立北島図書館(参考資料室を除く。)	略
門真市立古川橋図書館	(1) 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあつたときは、その翌日以後の休日)		

改正後		改正前	
	<p>ない直近の日) (2) 12月29日から翌 年の1月3日まで の日 ((1)に掲げる 日を除く。)</p>		<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>備考 参考資料室の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>日曜日及び土曜日</u></p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 12月29日から翌年の<u>1月3日</u>までの日 ((1)及び(2)に掲げる日を除く。)</p> <p>(5) 略</p>		<p>備考 参考資料室の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>月曜日</u></p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律 (<u>昭和23年法律第178号</u>) に規定する休日 (<u>その日が日曜日に当たる場合を除く。</u>)</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 12月29日から翌年の<u>1月4日</u>までの日 ((1)及び(2)に掲げる日を除く。)</p> <p>(5) 略</p>	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和8年3月1日から施行する。

議案第50号

門真市立市民公益活動支援センター条例の廃止について

門真市立市民公益活動支援センター条例（平成20年門真市条例第15号）を廃止するにつき、議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

門真市立市民公益活動支援センターを廃止するにつき、本条例案を提出するものである。

門真市立市民公益活動支援センター条例を廃止する条例

門真市立市民公益活動支援センター条例（平成20年門真市条例第15号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（門真市立門真市民プラザ条例の一部改正）

2 門真市立門真市民プラザ条例（平成24年門真市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前										
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 その他の施設（第34条・<u>第35条</u>）</p> <p>第7章 雑則（<u>第36条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（構成施設）</p> <p>第2条 プラザを構成する施設（以下「構成施設」という。）の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">構成施設の名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">} 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	構成施設の名称	位置	} 略		<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 その他の施設（第34条—<u>第36条</u>）</p> <p>第7章 雑則（<u>第37条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（構成施設）</p> <p>第2条 プラザを構成する施設（以下「構成施設」という。）の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">構成施設の名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">} 略</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">門真市立市民公益活動支援センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	構成施設の名称	位置	} 略	略	門真市立市民公益活動支援センター	略
構成施設の名称	位置										
} 略											
構成施設の名称	位置										
} 略	略										
門真市立市民公益活動支援センター											
略											

改正後	改正前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にプラザ（門真市立北島図書館及び門真市立こども発達支援センターを除く。以下「指定管理施設」という。）の管理を行わせることができる。</p> <p>第35条 略</p> <p>第36条 略</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にプラザ（門真市立北島図書館、<u>門真市立市民公益活動支援センター</u>及び門真市立こども発達支援センターを除く。以下「指定管理施設」という。）の管理を行わせることができる。</p> <p>(<u>門真市立市民公益活動支援センター</u>)</p> <p>第35条 <u>門真市立市民公益活動支援センター</u>については、<u>門真市立市民公益活動支援センター条例（平成20年門真市条例第15号）</u>の定めるところによる。</p> <p>第36条 略</p> <p>第37条 略</p>

(経過措置)

- 3 この条例による廃止前の門真市立市民公益活動支援センター条例第2条に規定する作業室、会議室、セミナー室及び事務ブースの管理運営については、規則で定める日までの間は、なお従前の例による。

議案第51号

令和7年度門真市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度門真市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ665,863千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,637,450千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和7年6月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	23,526,468	△424,316	23,102,152
	2 国庫補助金	8,248,419	△424,316	7,824,103
15	府支出金	5,889,892	3,179	5,893,071
	3 委託金	760,248	3,179	763,427
18	繰入金	5,016,618	50,000	5,066,618
	1 基金繰入金	5,016,618	50,000	5,066,618
20	市債	15,513,400	1,037,000	16,550,400
	1 市債	15,513,400	1,037,000	16,550,400
	歳入合計	85,971,587	665,863	86,637,450

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	8,673,486	3,671	8,677,157
	1 総務管理費	7,293,346	1,000	7,294,346
	4 選挙費	145,862	△269	145,593
	5 統計調査費	130,375	2,940	133,315
3	民生費	35,995,561	14,168	36,009,729
	1 社会福祉費	13,145,400	10,208	13,155,608
	3 生活保護費	11,070,347	3,960	11,074,307
4	衛生費	3,815,683	38,066	3,853,749
	1 保健衛生費	1,367,871	38,066	1,405,937
9	教育費	19,234,814	611,844	19,846,658
	1 教育総務費	10,106,860	6,481	10,113,341
	5 社会教育費	6,844,552	605,363	7,449,915
12	予備費	52,003	△1,886	50,117
	1 予備費	52,003	△1,886	50,117
歳 出 合 計		85,971,587	665,863	86,637,450

第2表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度 額
砂子小学校大規模改修事業 (設計変更分)	令和8年度	千円 10,838

廃 止

事 項	期 間	限 度 額
旧砂子小学校大規模改修事業	令和7年度 ） 令和8年度	千円 2,332,699

第3表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還方法
公共施設等整備	千円 5,115,800	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	5,115,800			

補正後			
限度額	起債の方法	利率	償還方法
千円 6,152,800	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
6,152,800			

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	千円 1,083,029	千円 500	千円 1,083,529
2 民生費国庫補助金	420,043	7,084	427,127
6 教育費国庫補助金	2,837,784	△431,900	2,405,884
計	8,248,419	△424,316	7,824,103

1 5 款 府支出金

3 項 委託金

1 総務費委託金	344,084	3,179	347,263
計	760,248	3,179	763,427

節		金額	説明
区分			
21	新しい地方経済・生活環境創生交付金	千円 500	新しい地方経済・生活環境創生交付金
3	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	1,980	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
33	障害者総合支援事業費補助金	5,104	障がい者総合支援事業費補助金
60	都市構造再編集中支援事業費補助金	△431,900	都市構造再編集中支援事業費補助金

2	統計調査委託金	2,940	国勢調査委託金
3	参議院議員通常選挙委託金	239	参議院議員通常選挙委託金

1 4 款 国庫支出金 1 5 款 府支出金

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
10 財政調整基金繰入金	千円 790,000	千円 50,000	千円 840,000
計	5,016,618	50,000	5,066,618

20 款 市債

1 項 市債

6 教育債	10,510,900	1,037,000	11,547,900
計	15,513,400	1,037,000	16,550,400

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金 繰入金	千円 50,000	財政調整基金繰入金	千円

5 地方道路等整備事業債	100	旧砂子小学校大規模改修工事事業債	
8 緊急防災・減災事業債	300	旧砂子小学校大規模改修工事事業債	
15 公共事業等債	△431,900	(仮称) 市立生涯学習複合施設建設事業債	
16 公共施設等適正管理推進事業債	1,468,500	(仮称) 市立生涯学習複合施設建設事業債 旧砂子小学校大規模改修工事事業債	1,466,400 2,100

18款 繰入金 20款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 5,438,514	千円 1,000	千円 5,439,514	千円 500 国庫支出金 500	千円	千円	千円 500
計	7,293,346	1,000	7,294,346	500	0	0	500

2 款 総務費

4 項 選挙費

3 参議院議員 通常選挙費	74,523	△269	74,254	239 府支出金 239			△508
計	145,862	△269	145,593	239	0	0	△508

2 款 総務費

5 項 統計調査費

1 統計調査総 務費	130,375	2,940	133,315	2,940 府支出金 2,940			
---------------	---------	-------	---------	------------------------	--	--	--

節		説 明
区 分	金 額	
8 報償費	千円 1,000	千円 ○シティプロモーションによる定住促進 若者・女性が活躍できる地域の働き方等推進事業 1,000 報償費 1,000 講師謝礼金 1,000

1 報酬	245	○施策評価対象外事業 参議院議員通常選挙執行経費 △269 報酬 245
3 職員手当等	630	
18 備品購入費	△1,144	
		期日前投票所投票管理者 91 期日前投票所投票立会人 154 職員手当等 630 超過勤務手当 630 備品購入費 △1,144 少額物品購入費 △1,144 庁用器具費 △1,144

1 報酬	2,781	○施策評価対象外事業 統計書作成事業 2,940
13 委託料	159	
		報酬 2,781 統計調査指導員及び調査員 2,781 委託料 159

2 款 総務費

2 款 総務費

5 項 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	130,375	2,940	133,315	2,940	0	0	0

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	7,818,659	10,208	7,828,867	5,104			5,104
				国庫支出金			
				5,104			
計	13,145,400	10,208	13,155,608	5,104	0	0	5,104

3 款 民生費

3 項 生活保護費

1 生活保護総務費	712,556	3,960	716,516	1,980			1,980
				国庫支出金			
				1,980			
計	11,070,347	3,960	11,074,307	1,980	0	0	1,980

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

2 予防費	496,566	38,066	534,632				38,066
-------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		各種業務委託料（費用） 159
		特定調査区調査業務委託料 159

13 委託料	10,208	○障がい児（者）等への支援
		障がい者等支援給付事業 10,208
		委託料 10,208
		各種業務委託料（費用） 10,208
		障がい者自立支援給付審査支払等システム改修業務委託料 10,208

13 委託料	3,960	○施策評価対象外事業
		生活保護給付事業 3,960
		委託料 3,960
		各種業務委託料（費用） 3,960
		生活保護システム業務委託料 3,960

11 需用費	137	○生涯を通じた健康づくりと病気の予防対策
--------	-----	----------------------

2 款 総務費 3 款 民生費 4 款 衛生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,367,871	38,066	1,405,937	0	0	0	38,066

9款 教育費

1項 教育総務費

2 事務局費	9,577,589	6,481	9,584,070				6,481
計	10,106,860	6,481	10,113,341	0	0	0	6,481

節		説 明
区 分	金 額	
12 役務費	千円 58	予防接種事業 千円 38,066
13 委託料	37,256	需用費 137 印刷製本費 137
20 扶助費	615	役務費 58 通信運搬費 58 委託料 37,256 各種業務委託料（費用） 37,256 新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料 37,256 扶助費 615 予防接種給付費 615

1 報酬	5,977	○施策評価対象外事業
9 旅費	24	いじめ防止対策事業 6,481 報酬 5,977
12 役務費	30	市立学校いじめ防止対策審議会委員 2,074 市立学校いじめ防止対策審議会調査員 3,903
13 委託料	450	旅費 24 職員普通旅費 24 役務費 30 通信運搬費 30 委託料 450 各種業務委託料（費用） 450 録音音源テープ起こし業務委託料 450

4 款 衛生費 9 款 教育費

9款 教育費

5項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 社会教育総務費	千円 6,376,243	千円 605,363	千円 6,981,606	千円 △431,900 国庫支出金 △431,900	千円 1,037,000 市債 1,037,000	千円	千円 263
計	6,844,552	605,363	7,449,915	△431,900	1,037,000	0	263

12款 予備費

1項 予備費

1 予備費	52,003	△1,886	50,117				△1,886
計	52,003	△1,886	50,117	0	0	0	△1,886

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	千円 2,733	千円 ○地域教育環境の充実
15 工事請負費	602,630	(仮称) 市立生涯学習複合施設建設事業 602,630 工事請負費 602,630 工事請負費(資産) 602,630 (仮称) 市立生涯学習複合施設整備工事 602,630 ○公共施設の適正管理 生涯学習新施設整備(旧砂子小学校大規模改修)事業 2,733 委託料 2,733 各種業務委託料(資産) 2,733 旧砂子小学校大規模改修工事基本設計・実施設計業務委託料 2,733

9 款 教育費 12 款 予備費

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給		与				計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考 〔その他の手当の内容〕	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 当 手 (千円)					
補 正 後	長 等	4	—	32,610	20,556 (4.40月)	4,566	—	—	57,732	10,051	67,783	
	議 員	20	144,342	—	70,547 (4.40月)	—	—	—	214,889	38,351	253,240	
	そ の 他 の 特 別 職	1,504	113,832	—	—	—	—	—	113,832	—	113,832	
	計	1,528	258,174	32,610	91,103 (4.40月)	4,566	—	—	386,453	48,402	434,855	
補 正 前	長 等	4	—	32,610	20,556 (4.40月)	4,566	—	—	57,732	10,051	67,783	
	議 員	20	144,342	—	70,547 (4.40月)	—	—	—	214,889	38,351	253,240	
	そ の 他 の 特 別 職	1,494	104,829	—	—	—	—	—	104,829	—	104,829	
	計	1,518	249,171	32,610	91,103 (4.40月)	4,566	—	—	377,450	48,402	425,852	
比 較	長 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議 員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	そ の 他 の 特 別 職	10	9,003	—	—	—	—	—	9,003	—	9,003	
	計	10	9,003	—	—	—	—	—	9,003	—	9,003	

1. 一般職
(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(304) 831	553,180	2,846,417	2,592,877	5,992,474	1,524,254	7,516,728	
補 正 前	(304) 831	553,180	2,846,417	2,592,247	5,991,844	1,524,254	7,516,098	
比 較	(-) -	-	-	630	630	-	630	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	89,450	458,132	214,231	77,765	110,184	822,872	694,809
	補 正 前	89,450	458,132	213,601	77,765	110,184	822,872	694,809
	比 較	-	-	630	-	-	-	-
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	62,029	60,000	-	734	2,671	-	
	補 正 前	62,029	60,000	-	734	2,671	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

ア 会計年度任用職員以外の職員 () 内は、短時間勤務職員 (外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(3) 735	2,654,733	2,278,030	4,932,763	1,383,548	6,316,311	
補 正 前	(3) 735	2,654,733	2,277,400	4,932,133	1,383,548	6,315,681	
比 較	(-) -	-	630	630	-	630	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	89,450	431,292	213,468	72,546	110,184	677,058	568,612
	補 正 前	89,450	431,292	212,838	72,546	110,184	677,058	568,612
	比 較	-	-	630	-	-	-	-
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	62,029	50,000	-	720	2,671	-	
	補 正 前	62,029	50,000	-	720	2,671	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

イ 会計年度任用職員 () 内は、会計年度任用職員の内、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員(外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(301) 96	553,180	191,684	314,847	1,059,711	140,706	1,200,417	
補 正 前	(301) 96	553,180	191,684	314,847	1,059,711	140,706	1,200,417	
比 較	(-) -	-	-	-	-	-	-	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	-	26,840	763	5,219	-	145,814	126,197
	補 正 前	-	26,840	763	5,219	-	145,814	126,197
	比 較	-	-	-	-	-	-	-
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	-	10,000	-	14	-	-	
	補 正 前	-	10,000	-	14	-	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	-	報酬改定に伴う増減分	-	
		その他の増減分	-	
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-	
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	-	
職 員 手 当	630	制度改正に伴う増減分	-	
		その他の増減分	630	超過勤務手当

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-	
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	-	
職員手当	630	制度改正に伴う増減分	-	
		その他の増減分	630	超過勤務手当

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	-	報酬改定に伴う増減分	-	
		その他の増減分	-	
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-	
		その他の増減分	-	
職員手当	-	制度改正に伴う増減分	-	
		その他の増減分	-	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
砂子小学校大規模改修事業 (設計変更分)	千円 10,838	-	-	令和8年度	千円 10,838	千円 -	千円 9,700	千円 -	千円 1,138

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前々年度末 現在高 千円	前年度末現在高 見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額 千円
			当該年度中起債 見込額 千円	当該年度中元金 償還見込額 千円	
1. 普通債	31,827,794	39,286,153	15,960,400	2,983,504	52,263,049
(1) 総務債	5,506,741	4,958,264	789,700	734,091	5,013,873
(2) 民生債	1,655,275	1,852,592	751,100	129,846	2,473,846
(3) 衛生債	2,518,707	3,930,575	51,400	386,331	3,595,644
(4) 商工債	8,600	8,600	—	—	8,600
(5) 土木債	2,937,370	4,037,245	1,773,400	537,574	5,273,071
(6) 公営住宅債	12,631,139	14,102,140	1,004,600	681,919	14,424,821
(7) 消防債	62,957	89,204	42,300	10,011	121,493
(8) 教育債	6,507,005	10,307,533	11,547,900	503,732	21,351,701
2. 災害復旧	6,713	5,601	—	1,112	4,489
(1) 衛生債	5,738	4,788	—	950	3,838
(2) 土木債	975	813	—	162	651
3. その他	20,246,587	18,482,559	590,000	1,940,747	17,131,812
(1) 減税補てん債	48,225	20,508	—	15,769	4,739
(2) 臨時財政対策債	20,044,462	18,317,161	—	1,915,963	16,401,198
(3) 減収補てん債	153,900	144,890	590,000	9,015	725,875
合 計	52,081,094	57,774,313	16,550,400	4,925,363	69,399,350